

米国の規制行政を揺るがす連邦最高裁の存在

◆行政の裁量を尊重した「シェブロン法理」を連邦最高裁が40年ぶりに覆す

米国大統領選挙が迫り、その帰趨が注目されているが、仮にハリス氏が大統領に選ばれ、かつ民主党が上下両院で多数を確保したとしても、政権にとっての壁になりそうなのが連邦最高裁判所の存在だ。

2024年6月、政府の規制に不満を持つ漁業関係者が起こした訴訟で、連邦最高裁はこれまで40年間堅持されてきた「シェブロン法理」を覆す判決を下した。

シェブロン法理とは、1984年に石油大手シェブロンと天然資源保護協会が争った裁判で最高裁が示した原則で、連邦法に明文化されていない曖昧な問題は政府が専門的見地から解釈し、その解釈が合理的である限り裁判所はそれを尊重すべきであるとしたものだ。判例を重要視する米国では、以来40年間、下級裁判所を含めて17,000件以上の裁判で、この法理に基づく判断がなされてきた。

ところが6月の最高裁判決では、法律が曖昧だからという理由だけで政府機関の解釈に裁判所が服従すべきでなく、裁判所は独立して法律を解釈する責務があるとして、シェブロン法理を却下した。シェブロン法理を根拠とした過去の判決は否定しないが、既に施行されている規則の合理性を問い直すことは認めており、今後、規制緩和を狙った訴訟が濫発されるとの見方もある。

「小さな政府」志向で規制緩和を唱える共和党では、判決を支持する声が多い。議会勢力が均衡して法案が通りにくい中、環境分野などで規則化を推進する現政権にとっては痛手だ。7月に上院では、シェブロン法理を実質的に復活させる法案が民主党議員から提出された。

◆気候変動対策などの規則を裁判所が否定しやすくなる

米国では、気候変動対策などの政府の規則に関する提訴や裁判の事例が目立つ。

連邦最高裁は22年6月、環境保護庁(EPA)が電力会社のGHG排出を規制することについて、石炭火力発電から再生エネルギーへの転換を求めるなどの権限はEPAにはないとして、規制を制限する判決を出した。経済的または政治的に重大な問題に連邦政府機関が対処する場合、連邦議会の明確な委任が必要であるとする

「重要問題法理」という考え方を適用し、重要問題であるのにEPAの権限が明確でないとしたものだ。

EPAは24年3月、27～32年モデルの自動車の排ガス規制に関する規則を発表したが、これも米国石油協会などの業界団体と企業の連合が、EPAの権限を越えるものとして規則撤廃を求めて6月に提訴している。

また、24年3月に米国証券取引委員会(SEC)は、GHG排出量などの気候関連情報の開示をSEC登録企業に義務付ける規則を制定したが、業界団体や共和党系の州から無効化を求める訴訟が相次ぎ、規則の執行が停止されている。提訴の多くは気候関連情報開示義務化の権限がSECにないと主張し、SECはこれに反論している。

シェブロン法理が破棄された結果、裁判所は重要問題法理に照らして行政機関の権限の有無を検討するまでもなく、規則の有効性を否定しやすくなる。

◆終身制の最高裁判事、当分は保守派の判断が米国を左右する

連邦最高裁判所の判事は、大統領が指名し、上院の同意を得て決まる。任期・定年はなく、死亡や引退、議会の弾劾決議があった場合に欠員補充される。現在最年長の判事は76歳で、1991年にブッシュ（父）大統領に指名され、在任期間は33年を超えた。9人の判事のうち6人が保守系、3人がリベラル系だ。トランプ前政権時代の20年9月にリベラル派の判事の死去に伴う補充として保守系判事が指名され、保守派に偏った構成となった。

政府の規則以外でも、憲法上の人工妊娠中絶の権利を認めた1973年の判決を覆した22年6月の判決、大学入試で志願者の人種を考慮すること（積極的差別是正措置）を違憲とした23年6月の判決、トランプ前大統領の刑事訴追で一部免責とした24年7月の判決など、保守系の意見を反映した重要な判決が目立つ。

7月にバイデン大統領は、判事の任期を終身制でなく18年に制限し、2年ごとに判事を指名するなどの連邦最高裁の改革案を発表した。ただし、議会の承認などが必要なため、現時点では実現可能性は低い。

企業は、大統領選の結果にかかわらず、現在施行されている、または今後制定される米国の規則が、連邦最高裁によってひっくり返される可能性を考慮しておく必要があるようだ。米国でのこうした動きが日本の環境行政などに影響を与える可能性についても留意しておきたい。

【本間克治】